

給付金等の内容

- 集団予防接種等とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた原告の方に対しては、病態区分に応じ、それぞれ、以下の給付金等が支払われます。

■ 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円
20年の除斥期間が経過した方	900万円
■ 肝硬変（軽度）	2,500万円
20年の除斥期間が経過した方で	
①現に治療を受けている方等については	600万円
②上記の方以外については	300万円
■ 慢性肝炎	1,250万円
20年の除斥期間が経過した方で、	
①現に治療を受けている方等については	300万円
②上記の方以外については	150万円
■ 無症候性キャリア	600万円
20年の除斥期間が経過した方	50万円
	+
	定期検査費の 支給等の政策対応

※ 除斥期間を経過した方については、法的請求権が消滅していることを踏まえ、除斥期間を経過していない方と比較して給付金の金額が低く設定されています。

除斥期間を経過した方についての補足説明

【「除斥期間」について】

民法において定められている「除斥期間」という制度により、「不法行為の時」から20年間を経過すると、損害賠償請求権が消滅することとされています。

本件訴訟では、除斥期間の起算点（「不法行為の時」）については、① **無症候性キャリアの方については集団予防接種等を受けた日（二次感染者については出生時等）**になりますが、② **慢性肝炎などを発症した方についてはその症状が発症した日（※）** ③ **亡くなられた方については死亡日**になります。

（※）再発肝がんの場合は起算日が再発した時点となる場合があります。

- 民法724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

◆除斥期間を経過した軽度の肝硬変患者の取扱いについて

除斥期間を経過した軽度の肝硬変患者の方については、①「現に治療を受けている方等」と②「①に該当しない方」で給付金の金額が異なるので、留意が必要です。具体的には以下の通り区分されます。

- 上記①の「現に治療を受けている方等」は、以下のいずれかの要件を満たしている場合に対象となります。
 - （1） 訴訟提起の日から1年前の日以降において、病理組織検査により肝硬変と認められ、当該肝硬変がB型肝炎ウイルスの持続感染と相当因果関係があると認められること
 - （2） 訴訟提起の日から1年前の日以降において、医師の診断書に加え、診断を裏付ける診療録、画像検査報告書及び血液検査結果等により、総合的に肝硬変と認められ、当該肝硬変がB型肝炎ウイルスの持続感染と相当因果関係があると認められること
 - （3） インターフェロン製剤、核酸アナログ製剤、ステロイドリバウンド療法またはプロパゲルマニウム[®]のいずれかの治療歴が医療記録等から認められること
- 上記②の「①に該当しない方」は、上記（1）から（3）までのいずれにも該当しない場合に対象となります。

◆除斥期間を経過した慢性肝炎患者の取扱いについて

除斥期間を経過した慢性肝炎患者の方については、①「現に治療を受けている方等」と②「①に該当しない方」で給付金の金額が異なるので、留意が必要です。具体的には以下の通り区分されます。

- 上記①の「現に治療を受けている方等」は、以下のいずれかの要件を満たしている場合に対象となります
 - （1） 訴訟提起の日から1年前の日以降にALT（GPT）値の異常（基準値との比較）があること
かつ
その日から6か月以上の間隔をあけた別の時点において、連続して、ALT(GPT)値の異常（基準値との比較）が認められる状態であること
 - （2） インターフェロン製剤、核酸アナログ製剤、ステロイドリバウンド療法またはプロパゲルマニウム[®]のいずれかの治療歴が医療記録等から認められること
- 上記②の「①に該当しない方」は、上記（1）または（2）のいずれにも該当しない場合に対象となります。

◆除斥期間を経過した無症候性キャリアの政策対応について

除斥期間を経過した無症候性キャリアの方については、給付金50万円に加え、特措法等に基づき以下の政策対応が実施されます。

【政策対応の内容】

1. 定期検査および定期検査に付随する診療行為等に要する費用
2. HBVの母子感染を防止するためにかかる費用（ワクチン・グロブリン投与費用、検査費用およびこれらに付随する診療行為等に要する費用）
3. 同居家族に対するHBVの水平感染を防止するためにかかる費用（ワクチン投与費用、検査費用）
4. 定期検査手当 1. の定期検査1回につき1万5千円（定額）（年2回まで）

- 政策対応の詳細内容は以下の通りです。

1. 定期検査および定期検査に付随する診療行為等に要する費用

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 本人が慢性肝炎または肝がんの発症を確認するため、下記（2）の上限回数の範囲内で定期検査を受けた際の検査費用ならびに下記（3）の支給対象となる血液検査および画像検査に付随する診療行為等に要する費用（自己負担分）
- ※ 他制度により公費助成がされた場合は、その助成金額を除いた額が対象となります。

(2) 対象検査項目及び上限回数

定期検査		検査項目	回数
血液検査	血液学的検査	赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定 ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、 プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定	年4回まで
	生化学的検査（Ⅰ）	AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、 γ -GTP(γ -GT) 総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、 ChE、総コレステロール	
	生化学的検査（Ⅱ）	AFP、PIVKA-Ⅱ、AFP-L3%	
	免疫学的検査	HBe抗原、HBe抗体	
	微生物学的検査	HBV-DNA	
画像検査		腹部エコー（腹部超音波検査）	年4回まで
		造影CTもしくは造影MRI または単純CTもしくは単純MRI	年2回まで

- ※ 回数のお数え方は、暦年単位（毎年1～12月の間に4回または2回までの受診）となります。

(3) 支給対象となる血液検査及び画像検査に付随する診療行為等

診療料	検査実施に伴う初診料または再診料(外来診療料)、外来管理加算、時間外対応加算、明細書発行体制等加算
検査料	検査実施に伴う検体検査判断料、検体検査管理加算、外来迅速検体検査加算、血液採取料
画像診断料	画像診断管理加算、造影剤使用加算、電子画像管理加算、コンピューター断層診断料、造影CTまたは造影MRIを行った場合に付随する薬剤
その他	療養担当手当(入院外)

2. HBVの母子感染を防止するためにかかる費用(母子感染防止医療費)

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 国との和解成立後に対象者が出産した時に、その子に対するB型肝炎ウイルスの母子感染を防止するため、下記(2)の上限回数の範囲内でワクチンの投与等およびこれに付随する検査が行われた場合、その投与等の費用、検査費用およびこれらに付随する診療行為等に要する費用(自己負担分)
※ 他制度により公費助成がされた場合は、その助成金額を除いた額が対象となります。

(2) 上限回数

- ・ 母親の血液検査 : 子1人につき1回
- ・ 子の血液検査(HBs抗原) : 子1人につき2回
- ・ 子の血液検査(HBs抗体) : 子1人につき1回
- ・ 子に対するワクチン投与 : 子1人につき3回
- ・ 子に対するグロブリン投与 : 子1人につき2回

3. 同居家族に対するHBVの水平感染を防止するためにかかる費用(世帯内感染防止医療費)

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 国との和解成立後に新たに当該原告の同居家族になった者(前記2の「母子感染防止のための医療費」の支給対象となる子を除く)に対するB型肝炎ウイルス感染防止のため、下記(2)の上限回数の範囲内でワクチンの投与およびこれに付随する検査が行われた場合、その投与および検査の費用
※ 原則、自由診療となりますが、全額請求できます。
ただし、他制度により公費助成がされた場合は、その助成金額を除いた額が対象となります。

(2) 上限回数

- ・ 血液検査: 同居家族1人につき、ワクチン投与前、投与後それぞれ1回まで
- ・ ワクチン投与: 同居家族1人につき3回まで(ただし、3回接種後にHBs抗体が獲得されていないことが確認できた場合には、4回目の追加接種分も対象とする)

4. 定期検査手当

1. の定期検査を受けた方について、定期検査手当として、定期検査1回につき1万5千円(定額)を請求することができます。

※ 歴年単位(毎年1~12月の間に2回、合計3万円が限度)となります。